

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神戸市長 久元 喜造

市町村名 (市町村コード)	神戸市 (28100)	
地域名 (地域内農業集落名)	櫛谷地区 (菅野集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月13日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・現在、菅野地区では、主食用水稻(コシヒカリ、キヌムスメ)や小松菜のほか、家庭用の野菜栽培の近郊農業が行われているが、後継者が不在である農地が多く新たな受け手を確保する必要がある。
 ・集落内の人口減少も顕著になってきており、インフラ管理をはじめとする共同作業ができなくなってきた。
 ・採算性や労働時間からも考えると、後継ぎが今後農業の担い手となる可能性は低い。
 ・農家の高齢化や担い手の不足により、特に急勾配な法面の草刈りが困難である。
 ・農地面積が小さく形もいびつであるため、作業効率が悪く収益が見込めない。
 ・新しい農業機械を購入することや既存機械の修理が難しい。機械が壊れると農業を続けることが困難である。
 ・アライグマの作物荒らしやイノシシが耕作地を壊すなど被害が多くなってきている。また、モグラが畔に穴をあけるなどして水管理が難しくなっている。
 ・燃料や肥料などの資材費が高騰している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻(コシヒカリ、キヌムスメ)や小松菜を主要作物としつつ、白菜や大根などの家庭用野菜などの生産を行う。
 ・今後の地域農業を考え農業を担う者を含めて営農組織の立ち上げの検討をする。
 ・ドローン等による農業機械のIT化を取り入れたスマート農業を段階的に検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	28.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・現状維持をしながら、新規就農者などの新たな担い手に向けた農地の集約・集積を検討する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・新たな担い手に向けた共同作業や地域のルール、作業委託・受託、農地の貸し借りといった地区内の情報を共有できる仕組みを検討する。 ・耕作する人が効率的な農地の立地を考え、農地の集積・集約を図る。 ・貸し農園や体験農園事業などを展開しながら、担い手を探す。 ・農地の大区画化を検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

・多面的活動を通じて、水路、ため池の保全や遊休農地の有効活用を地域で一体的に取り組む。